

令和5年分「定期報告書」の届出 をお願いします！！

家畜伝染病予防法第12条の4の規定に基づき、家畜の所有者又は飼養管理者は毎年 **2月1日時点の飼養状況** について家畜保健衛生所に報告する義務があります。

【定期報告の概要】

◆届出の対象家畜

届出期限

1. 牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚(ミニブタ、イノブタを含む)、いのしし、馬

**令和5年 4月15日**

2. 鶏(ウコッケイ、チャボを含む)、あひる(マガモ、ガチョウ、アイガモ、フランスガモ)、うずら(ヨーロッパウズラ)、きじ(ヤマドリ)、だちょう(エミュー)、ほろほろ鳥、七面鳥

**令和5年 6月15日**

◆報告事項

1. 基本情報 (1) 家畜の所有者および管理者の氏名又は名称および住所
(2) 農場(飼養場所)の名称および住所
(3) 家畜の種類および頭羽数 など
2. 飼養衛生管理基準の遵守状況
3. 添付書類 (1) 農場の平面図
(2) 家畜の飼養密度
(3) 埋却地の確保状況(所在地、面積、利用状況) など

※提出期限について

令和5年4月15日(鶏等は令和5年6月15日)となっておりますが、

令和5年3月31日までの提出にご協力ください。

【提出は持ち込みまたは郵送で】

届出場所： 中濃家畜保健衛生所

〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井2610-1

ご不明な点がございましたら、中濃家畜保健衛生所までお問い合わせください。

中濃家畜保健衛生所 **TEL:0574-25-3111** FAX:0574-27-3092